

AS I A G A P / J G A P 審査・認証登録業務契約書

○○○○○○○○（以下「甲」という。）と、インターテック・サーティフィケーション株式会社（以下「乙」という。）は、甲のAS I A G A P / J G A P 審査、認証登録について以下の通り契約する。

1. 審査・認証登録業務

乙は、甲の申請した農産物の生産工程に対し「農場用管理点と適合基準」「団体事務局用管理点と適合基準」に従って全管理点を審査し「適合」「不適合」を決定する。審査において「総合規則」に示す適合性基準が満足された場合、乙は甲に対し認証書を発行し、甲は日本G A P協会から許諾を受けてマークを表示・使用することができる。

2. 審査の過程

審査は、初回審査、実地検証審査（重大な不適合が発生し、その検証が早急に必要であると認められたとき）、認証書の発行、認証登録、維持審査及び更新審査並びに、必要な場合には臨時審査、非通知審査の各過程から構成される。各審査の目的、条件、期日、頻度については総合規則に示す通りとする。各過程の審査は、乙の社員審査員あるいは乙と契約している審査員が担当し、担当する審査員の氏名は事前に甲に通知する。

(1) 申請

甲は審査申込書兼同意書に所定事項を記入し、乙に提出する。

(2) 初回審査

乙の審査員は、甲の受審対象事業所を訪問して甲の申請した農産物の生産工程が「農場用管理点と適合基準」「団体事務局用管理点と適合基準」に適合しているかどうかを審査する。是正処置が発見されたときには、甲は乙の審査員が示した期日までに終了する。

(3) 実地検証審査

初回審査、維持審査、更新審査、及び臨時審査、非通知審査の各々において、重大な不適合が発見され、その是正処置の検証が早急に必要であると認められたとき、実地検証審査を行う。

(4) 認証登録、及び維持審査、更新審査

乙の担当スキームマネージャー又は権限を委譲されたその代理人は審査結果を判定、承認の後、認証書を発行する。認証書は初回審査料を乙が入金確認後、甲に送付されるものとする。更新審査の場合は、更新審査料の入金確認後に送付されるものとする。登録の有効期間は認証登録日より2年とする。認証書は乙の所有物であり、要請があれば返却し、データは破棄しなければならない。なお認証後の維持審査、更新審査、範囲変更等においては総合規則に従い実施するものとする。

(5) 臨時審査

乙は甲に対し認証に関する著しい信頼性欠落に係る苦情や情報をもとに臨時の審査を実施できるものとする。甲は健康上の理由等の正当な理由がある場合その理由を文書において乙に提出することにより拒否することができるが、甲は乙による審査日を受け入れなければならない。臨時審査の費用は甲により負担するものとする。

(6) 非通知審査

乙は甲に対し認証品質を保っていることを確認するために非通知審査を実施できるものとする。甲は正当な理由が無い限り拒否することはできない。正当な理由がある場合甲は文書を乙に提出する。乙と甲の間で合意が確認された場合、甲の維持審査、更新審査を非通知審査とすることができる。

3. マーク表示使用許諾

乙の審査において適合性基準が満足され、乙は甲に対し認証書を発行した場合、甲は日本GAP協会から許諾を受けてマークを表示・使用することができる。

4. 審査料、認証登録料等の支払い

甲は乙に対して合意した審査料・消費税を支払う。また、甲は乙を通して日本GAP協会に認証登録料を支払う。

5. キャンセル料

審査の日程が決定した後、甲の都合でキャンセル又は日程変更となった場合、乙は甲にキャンセル料を請求出来るものとする。キャンセル料は請求書受領後15日以内に、審査料等と同じ乙の口座に振り込むものとする。

- ①審査日の2週間前まで → 該当審査料金の30%
- ②審査日の1週間前まで → 該当審査料金の50%
- ③審査日当日 → 該当審査料金の100%

6. 管理責任

乙の人員が、甲の指定した場所で審査業務を遂行する際は、労働基準法、労働安全衛生規則及び甲により指示された社内規定に従い業務を遂行する。但し、審査業務遂行中、万一、乙の人員の責に帰さざる事由により、乙の人員に対し傷害などの損害が発生した場合は、甲の責任とする。

7. 審査業務以外の行為

乙の審査員及び関係者は、本業務遂行中に本業務以外のことを目的とした行為を、甲に対して申し出たり、行ったりしてはならない。

8. 秘密保持

乙及び審査員は、審査業務を通じて知り得た甲の技術情報や資料を、甲の承認なしに、乙の上部機関以外の第三者に開示もしくは漏洩してはならず、また本業務遂行以外の目的に使用してはならない。

9. 有効期間

本契約書の有効期間は、審査料を除き、本契約書に記載の日から甲が審査登録の終了を申し出る日、又は認証登録証明書の有効期間（2年間）を過ぎるまで、又は認証書の失効する日までとする。但し、その後甲乙双方に異議・変更がない場合には、本契約は自動的に継続するものとする。

10. 追補

- (1) 甲は食品安全に関する重大な不適合、すべての商品回収及び起訴については乙に報告するものとする。
- (2) (1) について乙を通じて日本GAP協会へ報告することに対し甲は合意しなければならない。
- (3) 甲の権利、義務、一時停止・取消しについては総合規則に示す通りとする。

11. 認定機関の審査立会い

甲は乙より、認定機関の審査立会いの受け入れを要請された場合、認定機関が正当と認める理由がある場合を除き、これを許可しなければならない。甲は審査立会いの受け入れを許可しない場合、その理由を乙に書面にて提出するものとする。その理由を乙または認定機関が正当と認めない場合には、認定機関の審査立会いの受け入れ要請を拒否することはできないものとする。

12. 契約の解除

- (1) 甲は乙に対して契約解除日の90日前までに理由を記載した文書を提出することにより本契約を解除することができる。
- (2) 審査の続行、又は本契約の継続を困難にさせる事態が発生したときには、本契約を解除する。このような事態とは、以下のような場合を含む。
 - 甲に社会通念上、許容しがたい威嚇的言動があり、乙の審査員チームリーダーが審査を継続することが不可能であると認めるとき。
 - 甲が審査を拒否するとき。
 - 甲に社会通念上、許容しがたい不正行為があり、認証の信頼性を失墜されるものと認めるとき。
- (3) 甲が総合規則に従わない場合、乙は本契約を解除できる。

13. 協議事項

本契約書に規定のない事項、もしくは本契約書に疑義の生じたとき、及び契約書の変更についてはその都度、甲乙協議の上、決定する。

14. 本契約締結の証しとして、本書2通を作成し、甲及び乙は、記名・捺印のうえ、各1通を保管する。

○年○月○日

甲

乙 東京都中央区日本橋堀留町1-4-2
インターテック・
サーティフィケーション株式会社
代表取締役 木村 朋聡